

第6章 生物多様性保全の取り組み

第1節 生物多様性えひめ戦略

1 戰略策定の経緯

急速に失われつつある本県の生物多様性を保全するためには、その恵みを直接享受する地域の多くの人々が、生きものとのつながりを理解して、その保全に様々な方向から取り組むとともに、それらを守り伝えていくことが大切であり、将来にわたって生物多様性の恵みを享受して、人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれることが望まれている。

そこで県では、平成17年3月に策定した「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針」を全面的に見直し、今後の本県の生物多様性保全の基本計画となる「生物多様性えひめ戦略」を平成23年12月に策定し、『伝えていこう！生きものの恵みと愛媛の暮らし』をテーマとして掲げ、「100年先も生きものみんな やさしい愛顔」でいられる社会の実現を、目指すべき将来像とし、生物多様性の保全に関する様々な施策を推進している。

2 戰略の推進・進行管理

本県の生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図ることを目的に、県民、NPO等民間団体、企業等事業者、農林水産業者、大学等教育機関、行政などのそれぞれの主体が目標を共有し、協働・連携して取り組み、県民総ぐるみで「内なる生物多様性」を守り伝え発展させていくために、平成24年4月1日に設立した生物多様性センターと連携して、生物多様性えひめ戦略に基づき、調査や普及啓発等を行っている。また、「えひめの生物多様性保全推進委員会」及び「同委員会野生動植物専門部会」を開催し、戦略の進捗状況を点検・評価している。



【えひめの生物多様性まるごとフェスタ】

- ・えひめの生物多様性保全推進委員会の開催

区分	開催日	場所	出席者	内 容
専門 部会	平成29年7月3日	衛生環境 研究所	8名	<ul style="list-style-type: none">・ コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画・ 新たな特定希少野生動植物種の選定について
専門 部会	平成29年12月25日	衛生環境 研究所	10名	<ul style="list-style-type: none">・ コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画・ 新たな特定希少野生動植物種の選定について
委員会	平成30年2月6日	県庁	7名	<ul style="list-style-type: none">・ コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画・ 新たな特定希少野生動植物種の選定について・ 第2次生物多様性えひめ戦略の進捗について

生物多様性えひめ戦略の推進イメージ

将来像

「100年先も 生きもの みんな やさしい愛顔」

生物多様性の恵みを享受し、人と自然が共生し、豊かな自然と文化が守り育まれる、100年先も人を含め生きものみんなが、やさしい愛顔でいられる社会の実現を目指す。

戦略の推進テーマ
『伝えていこう！生きものの恵みと愛媛の暮らし』

目標

30年先

生物多様性の保全と管理

多様な生きものを守り、生息・生育地の生態系を保全・再生し管理していくことを目指す。

目標

生物多様性の可能な利用

社会経済的な仕組みを取り入れた生物多様性の恵みの持続可能な利用を目指す。

目標

多様な人々の連携・協働

多様な人々が連携・協働し、それぞれの役割を果たすことを目指す。

10年先

行動計画

【行動目標1】
生物多様性の保全と人の営みの調和の推進

- ① 優れた自然環境の保全・再生
- ② 里地・里山・里海の保全・再生
- ③ 希少野生動植物等の保護
- ④ 生息・生育環境に対する影響の低減
- ⑤ 野生鳥獣の適正管理
- ⑥ 外来生物対策の推進
- ⑦ 低炭素社会、循環型社会の実現に向けた取組みの推進

【行動目標2】
社会経済活動における生物多様性への配慮と恵みの活用の推進

- ① 生物多様性保全をより重視した農林水産業の振興
- ② 社会経済活動における生物多様性の組込みの取組推進
- ③ 多様な地域資源の利活用の促進

【行動目標3】
生物多様性の価値の理解と行動の促進

- ① 生物多様性の重要性の情報発信、啓発
- ② 生物多様性の視点を取り入れた教育・学習・体験の活動の充実
- ③ 生物多様性に配慮した行動の普及

【行動目標4】
未来につなぐ人材育成とネットワークの構築

- ① NPO法人等活動団体や企業等の取組の支援
- ② 多様な主体が連携・協働できるネットワークの構築
- ③ 生物多様性を支える人づくり
- ④ 生物多様性支援拠点の機能充実

5年先

今後5年間の具体的な重点施策

重点推進テーマ 「つなごう未来へ 人・生きもの・暮らし！」

1 “学ぼう！”えひめの多様性

理解促進プロジェクト

- 生物多様性に関する理解や環境学習の底上げ
- 自然体験等学習機会の充実

2 “つなごう！”えひめの人一生きもの暮らし

基盤強化プロジェクト

- えひめの生物多様性拠点整備
- 人材育成と連携・協働、ネットワーク体制の構築
- 事業者の取組促進
- 調査研究及び情報発信
- 保全活動の継続支援

3 “守ろう！・活かそう！”自然と恵み

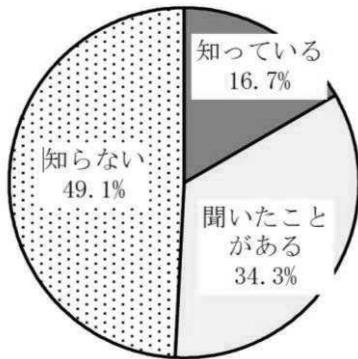
保全・再生・活用パワーアッププロジェクト

- 開発行為に関する生物多様性配慮指針の作成
- 生物多様性を支える里地・里山・里海の再生及び恵みの活用促進
- 生態系ネットワークモデルエリアの設置
- 人と野生鳥獣との共生
- 外来生物対策の推進

第2節 生物多様性保全の普及啓発

1 生物多様性の認知度の向上

「生物多様性保全」は、「地球温暖化対策」と並ぶ、国際的な環境問題のテーマであるが、「地球温暖化対策」は、実感として理解がしやすく問題としても県民に受け止められているが、「生物多様性保全」の方は、なかなか理解しにくい言葉で、まだまだ、浸透していない状況にある。平成24年11月に実施した県民世論調査によると、「生物多様性」という言葉を「知っている」が16.7%と、まだまだ県民への広がりは進んでいないことから県広報誌やホームページによる情報発信等様々な取り組みを実施している。



生物多様性に対する県民の認識度
(平成24年度 愛媛県政に関する世論調査)

2 生物多様性に関する学習・体験の充実

次代を担う子どもたちに、様々な視点で生物多様性について学ぶ機会を提供することにより、生物多様性の認識度向上と自然環境保全意識の高揚・定着を図り、地域の生物多様性の保全を促進するため、県下で自然観察会を実施するとともに、平成29年度から、県生物多様性センターが「生物多様性ニュースレター」を年2回発行し市町及び学校に配布した。また、教員等が研修等で活用する生物多様性に関する資料として「えひめの生物多様性ハンドブック」及びハンドブックの概要版である「えひめの生物多様性ガイドブック」を作成し、県内の各小中学校等に配布した。さらに、野生動植物専門家の育成を図るため「愛顔のいきもの調査隊」を募集し、専門家の指導のもと生物の調査手法等を学ぶ調査会を実施するなど、様々な視点で生物多様性を学ぶ機会を提供している。



【自然観察会】



【ニュースレター】



【ハンドブック】

第3節 生物多様性の保全対策

1 生物多様性センターの設置

平成24年4月に「生物多様性えひめ戦略」の具体的な推進を図るために、希少野生動植物等の調査・研究をはじめ、情報収集・分析や標本管理、普及啓発等を一括して行う生物多様性センターを衛生環境研究所内に設置し、希少野生動植物の保護保全及び外来生物対策等に取り組んでいる。



【生物多様性センター】

[主な業務内容]

○野生動植物データベースシステムの運用管理等

レッドデータブック（RDB）改訂のために集積した野生動植物の生息・生育情報を、データベース化したシステムの運用管理等。

○希少野生動植物に関する調査・研究

県条例指定の特定希少野生動植物（コガタノゲンゴロウ等）をはじめとした、希少な野生動植物の生息・生育調査や保全対策を研究する。

○外来生物の生息状況調査

平成29年5月に国内初確認されたヒアリ及び平成29年7月に県内初確認されたアカカミアリについて、市町及び港湾関係者と連携し、ヒアリ・アカカミアリ侵入確認調査を実施。また、県内で捕獲や確認情報が増加し、農林水産業等へ被害拡大が懸念されるアライグマ・セアカゴケグモ等外来生物の生息状況の調査を実施。

○民間団体等への活動支援

県条例指定の特定希少野生動植物の保全活動や普及啓発活動を行う民間団体等の活動を支援する。

2 希少野生動植物の保護管理

野生動植物を保護し、生物多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全することを目的に、県内に生息・生育する野生動植物を県民みんなで守っていくための研修等を実施するとともに、特定希少野生動植物の保全を確実に進めるため、県と協働で保護管理を推進する団体の育成に努めている。

【平成29年度の取り組み状況】

○生物多様性保全・再生グループの育成

絶滅危惧種の保全活動に取り組もうとしている地域組織を対象に、種の保護や生息・生育環境の管理手法についての専門的な助言、指導を実施した。

- ・内子町（特定非営利活動法人内子未来づくりネットワーク）

3 外来生物対策

本県固有の生物多様性を脅かす外来生物の侵入を防ぐため、平成22年3月に愛媛県外来生物マニュアルを作成し、「入れない」「捨てない」「拡げない」の被害予防3原則の周知徹底や注意喚起に取り組んでいる。また、アライグマはペットが野生化し、国内に定着したもので特定外来生物に指定されており、県内では、平成21年に東温市で確認されたのを初めとして、四国中央市、新居浜市、西条市で捕獲等生息が確認されている（平成30年3月までの県内確認：14件）。他に、セアカゴケグモは、平成26年1月に愛南町において県内で初めて生息が確認され、その後、松山市・今治市・西条市・四国中央市で確認されている（平成30年3月までの県内確認：12件）。攻撃性は極めて低いが、毒を持っていることから噛まれると生命に影響する場合があるため、注意喚起を行っている。

これらの外来生物によって、今後、生態系や農作物、人体等への被害が懸念されることから、リーフレットを作成配布し県民に外来生物のことを知つてもらうとともに情報収集を行い、生物多様性センターが現地調査を実施している。また、「外来生物対策市町担当者連絡会議」を開催し、ヒアリ等の特定外来生物発見時の対応等について確認・情報共有を行っている。